

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名
株式会社 建設技術研究所(東京都中央区日本橋浜町3-21-1)[7000001025]
2. 資格登録停止措置の期間
令和7年2月6日 ~ 令和7年3月5日(1か月)
3. 資格登録停止措置の地域
地域2 東京支社及び八王子支社が所掌する地域
4. 事実概要
当該資格登録者が請け負った「中央自動車道 高井戸地区交通運用検討業務(令和3年度)」(東京支社発注)において、誤った条件設定をしていたため、将来交通量の正しい推計が行われていなかったことが確認された。
5. 資格停止措置理由
資格登録者である上記事業者が、過失により工事・調査等を粗雑にしたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表11第2号(過失による粗雑工事・調査等)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表11>

措置要件	期間
(過失による粗雑工事・調査等) 2 会社の発注に係る工事・調査等の施行に当たり、過失により工事・調査等を粗雑にしたと認められるとき(引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)が軽微であると認められるときを除く。)	発生地域について 当該認定をした日から1月以上6月以内

- 問合せ先
中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)